

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	高齢者福祉課長 稲田 勝	電話番号	0852-22-5236
----------	--------------	------	--------------

事務事業の名称	旧軍人及び未帰還者等援護事業		
目的	(1) 対象	恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰国者及び引揚者	
	(2) 意図	福祉の増進が図られ、中国帰国者等については自立が促進される。	
事業概要	旧軍人軍属、戦傷病者及び戦没者遺族等に対し、恩給申請者の軍歴等の調査確認、戦没者慰霊活動への助成、遺族等への各種給付金等支給のための裁定及び戦傷病者への療養給付等の援護を実施し、福祉の増進を図る。 また、中国を中心とした未帰還者、残留邦人等については、身元確認調査や帰国後の定着のために、経済的給付を行う支援給付制度等の援護施策を活用し、自立を促進する。		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名	特別弔慰金、特別給付金の裁定率(他県進達処理を含む)	目標値	70.0	70.0	70.0	70.0	%
	式・定義	年間裁定等処理件数/年間受件数	取組目標値					
			実績値	53.3				
			達成率	-	-	-	-	%
2	指標名		目標値					
	式・定義		取組目標値					
			実績値					
			達成率	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b)(千円)	29,401	24,241
うち一般財源(千円)	18,581	13,340

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

戦没者等への遺族等に対する援護事務は、そのほとんどが法定受託事務であり、国家補償の観点から実施しているものである。このため、従来から正確で迅速な事務処理を行うための体制整備や国による職員研修等が実施されている。

- 戦没者遺族や戦傷病者の妻等に対する各種給付金については、平成27年度から始まった特別弔慰金の請求が集中したため、裁定処理が追いつかない状況である。(平成27年度裁定等処理状況 受付件数9,183件 裁定等処理件数4,890件 処理率53.3%)
- 中国残留邦人等の帰国者対策については、支援給付制度の実施主体である4市町と連携を図りながら進めている。また、毎年度4市町に対して施行事務監査を実施し、適正な支援が行われるよう指導している。(平成27年度 実地監査1箇所、書面監査3箇所)

6. 成果があったこと(改善されたこと)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金などの各種給付金の裁定については、正確な事務処理に努めた。

また、支援給付制度については、施行事務監査を通じて、実施主体である市町村の実施水準の向上を図った。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

- ①困っている「状況」
 - 各種給付金には請求期限があるため、時効による未請求が発生することが懸念される。特に平成27年度から始まった特別弔慰金においては新規・継続分を合わせ約2万件の請求が予定されており、請求期間(3年間)終了時に未請求による時効失権が発生することが懸念される。(前回からの継続19,700件、新規850件)
 - 特別弔慰金については、請求件数が毎月一定ではなく、かつ平成27年度は初年度ということもあり請求が集中し裁定処理が追いつかない状況が生じた。
- ②困っている状況が発生している「原因」
 - 特別弔慰金制度は遺族に支給順位があり、先順位者がいなくなった場合は次順位者が請求できる等の仕組みになっている。また請求期間が3年間と定められているため、未請求による時効失権が発生することがある。
 - 特別弔慰金については初年度で請求が集中したこと。また、制度施行から約50年が経過し前回請求者以外の者からの請求が増えつつあるが、請求者が変更となった場合は、審査項目・内容が複雑化し審査に要する時間が増えるため裁定等の処理が遅延する。
- ③原因を解消するための「課題」
 - 時効失権を防止するため、広報活動等を引き続き実施する必要がある。
 - 裁定処理の迅速化を図るため、比較的審査項目が少ない前回受給者からの請求について、それ以外の請求とバランスを取る必要はあるが、処理を先行させるなどの方法により裁定促進を図る必要がある。

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

- 各種給付金のうち、対象者が特定できる戦没者等の妻に対する特別給付金等については、必要に応じて受給権者の把握、請求勧奨を的確に進めていく。
- 平成27年度から始まった特別弔慰金(請求期限：平成30年4月2日まで)については請求漏れをなくすため、国、県、市町村における継続した広報の実施等を行う予定である。また、裁定等の処理を促進するため、前回受給者からの請求について審査担当者を定めて裁定を行うなど事務の効率化を図る。
- 中国帰国者対策については、引き続き事務監査を的確に実施するなど、実施主体である市町と連携を図り、支援給付制度の適正な運営が図られるよう指導していく。

・課(室)内で事務事業評価の議論を行うにあたっては、本評価シートのほか、必要に応じて、「予算執行の実績並びに主要施策の成果」や既存の事業説明資料などを活用し、効果的・効果的に行ってください。

・上記「5. 評価時点での現状」、「6. 成果があったこと」、「7. まだ残っている課題」、及び「8. 今後の方向性」について、議論がしやすいように、「5. 評価時点での現状→6. 成果があったこと」、又は「5. 評価時点での現状→7. まだ残っている課題→8. 今後の方向性」が一連の流れとなるよう、わかりやすく、ストーリー性のあるシート作成に努めてください。

9. 追加評価(任意記載)